

## 津軽広域水道企業団 公告第13号

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年9月19日

津軽広域水道企業団  
企業長 櫻田 宏

### 記

#### 1 競争入札に付する業務

- (1) 入札方法 条件付き一般競争入札（事前審査型）
- (2) 入札参加形態 単体企業
- (3) 業務番号 第委1-54号
- (4) 業務名称 用水供給料金算定業務委託
- (5) 業務場所 青森県黒石市大字石名坂地内
- (6) 履行期間 契約締結日の翌日から令和3年3月19日まで
- (7) 業務概要 用水供給料金算定業務
  1. 設計協議 1式
  2. 経営及び料金の現状と課題の整理 1式
  3. 基本条件の設定と財政見通しの検討 1式
  4. 総括原価の算定 1式
  5. 料金体系の検討 1式
  6. 料金算定計画案及び財政計画改定案の策定 1式
  7. 経営検討審議会等資料作成及び支援 1式
  8. 議会用資料作成及び支援 1式
  9. 料金算定計画書のとりまとめ 1式
- (8) 支払条件 前払金 あり 部分払 あり
  - ・令和元年度の支払限度額は契約金額の63%程度（前払金30%を含む）とする。
  - ・令和2年度の支払限度額は契約金額の残額（前払金30%を含む）とする。
- (9) 予定価格 入札後の公表
- (10) 最低制限価格 設定あり

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 一般競争入札参加資格審査申請書提出期限の日から開札の時までの間に、企業長の指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

- (4) 役員（役員として登記され、又は届け出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- (5) 公告日現在において、津軽広域水道企業団有資格者名簿（建設コンサルタント） 希望業種「上水道及び工業用水道」で登載されていること。
- (6) 公告日現在において、建設コンサルタント登録規程（国土交通省告示）の「上水道及び工業用水道」に登録をしていること。
- (7) 公告日現在において、津軽広域水道企業団有資格者名簿（建設コンサルタント）に登載されている本社（店）、支社（店）、営業所等を青森県内に有していること。
- (8) 平成21年度以降に元請として国又は地方自治体等の発注した、下記のいずれかに該当する業務の完了実績を有する者。
- ・上水道事業に係る料金改定計画策定業務
  - ・上水道事業に係る水道事業ビジョン策定業務
  - ・上水道事業に係る経営戦略策定業務
  - ・上記に類似する業務
- (9) 下記の要件を満たす管理技術者及び照査技術者をそれぞれ別に配置できること。
- ア 次の資格を有していること。
- ・技術士（総合技術監理部門または上下水道部門における上水道及び工業用水道）
- イ 当該入札参加希望者と直接的な雇用関係にあること。（入札参加資格審査申請日において、連続して3ヶ月以上の雇用関係があること。）

### 3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
資格申請書受付	令和元年 9月19日（木）から 令和元年10月 7日（月）まで	津軽事業部総務課
資格審査結果の通知	令和元年10月 8日（火）予定	FAX及び郵送
資格審査問合せ	令和元年10月 9日（水）まで	津軽事業部総務課
再審査内容の通知	令和元年10月10日（木）予定	FAX及び郵送
設計図書等の貸与受付	令和元年 9月19日（木）から 令和元年10月 7日（月）まで	津軽事業部総務課
質問の受付	令和元年 9月19日（木）から 令和元年10月 8日（火）まで	FAX及び電話
質問の回答（最終）	令和元年10月10日（木）予定	FAX
入札	令和元年10月11日（金） 午後2時00分	津軽事業部管理本館 2階 大会議室

※ 上記の資格申請受付及び設計図書等の貸与は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

なお、各手続等最終受付日については正午までの受付とする。

#### 4 資格の審査

入札参加希望者は、あらかじめ前述2に定める資格を有することについて、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

- (1) 提出方法 持参に限る。
- (2) 提出書類（様式は津軽広域水道企業団ホームページよりダウンロードすること。）
  - ア 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書
  - イ 建設コンサルタント登録部門を確認できる書類
  - ウ 配置予定技術者調書
    - ・技術士登録等証明書などの写し
    - ・雇用状況の確認できる書類（健康保険証などの写し）
  - エ 業務実績調書
    - ・業務実績を確認できる書類を添付
  - オ 誓約書（本公告文に添付の様式を使用すること。）※ 返信用封筒（長形3号）：あて先を記入のうえ返信用84円切手を貼付したもの
- (3) 提出場所 津軽広域水道企業団津軽事業部総務課
- (4) その他
  - ア 申請書の内容について別途意見を聴取することがある。
  - イ 資格の審査結果は、申請者に対してFAXおよび郵送により通知する。
  - ウ 前述2に定める資格を認められなかった者は、その理由について期日までに、書面（任意様式）で問い合わせすることができる。

#### 5 設計図書等

- (1) 設計図書等は、津軽広域水道企業団津軽事業部総務課にて貸与するので、受領書（津軽広域水道企業団ホームページよりダウンロードすること。）と引き換えで、受け取ることができる。なお、設計図書の貸与を受けなかった者は、入札に参加できないものとする。
- (2) 設計図書等に対して質問がある場合は、総務課へ電話連絡のうえFAX（任意様式）にて質問書を提出すること。回答は、入札参加予定者全者にFAXで通知する。
- (3) 貸与した設計図書等は、入札日までに返却すること。

#### 6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金は免除とする。
- (2) 契約保証金は原則として契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、履行保証保険契約又は公共工事履行保証契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。

また、銀行若しくは企業長が确实と認める金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。

#### 7 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

なお、資格審査の結果で有資格者認定をなされたものであっても、入札時点において前述2に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

## 8 落札者の決定

- (1) 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 入札回数は3回限りとする。
- (3) 郵送及び電送による入札は、認めない。
- (4) 代理人をもって入札をさせるときは、入札前に委任状を提出するとともに、入札書は代理人名義で作成し、代理人の印鑑を押印すること。
- (5) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 契約の締結

- (1) 落札決定の翌日から7日以内に契約書を取り交わすものとする。
- (2) 落札決定後、契約締結日までの間において、企業長の指名停止の措置を受けた者、前述2に掲げる資格がなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

## 10 その他

- (1) 現場説明は実施しない。
- (2) 本入札は、津軽広域水道企業団津軽事業部業務委託最低制限価格制度要領に基づき最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格未満の入札金額をもって入札した者は、再度入札に参加できないものとする。

問い合わせ先

〒036-0342 青森県黒石市大字石名坂字姥懐2番地

津軽広域水道企業団津軽事業部総務課

TEL0172-52-6033

FAX0172-53-2983

誓 約 書

令和 年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

申 請 者 住 所

氏 名

⑩

私は、令和元年9月19日付けで入札公告された 第委 1-54 号 用水供給料金算定業務委託 の入札資格審査申請書を提出するにあたり、下記の事項について誓約します。

なお、津軽広域水道企業団企業長が必要と認めた場合には、青森県警察に照会することについて承諾します。

記

自己又は法人その他団体役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「法」という。） 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して賃金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

この様式に記載された個人情報は、暴力団排除に関する目的以外には使用しません。